塗装業者のみなさまへ

労働安全衛生法の関係法令が改正され**新たにエチルベンゼンが規制対象(特定化学物質)**になりました。 屋内作業場や船体ブロックの中などで**塗装をする場合**が規制の対象です。

エチルベンゼンは主に溶剤系塗料に含まれています。

- ✓ 安全データシート(SDS)により含有の有無と含有率を確認できます。
- ✓ エチルベンゼンは発がん性や生殖毒性が指摘されていること等から特定化学物質になりました。
- ★ これまで、溶剤系塗料に含まれるキシレンやトルエンについて有機溶剤中毒予防規則に基づき対策 が講じられてきましたが、エチルベンゼンはキシレンが含まれている塗料・シンナーには必ず含ま れています。

塗料やシンナーに エチルベンゼンが 1 %を超えて含まれる場合 と キシレン等の有機溶剤とエチルベンゼンが合計して 5 %を超えて含まれる場合が対象です。

発散抑制措置と呼吸用保護具

これまでの対策

	発散抑制	制措置と保護具	発散抑制の設備	呼吸用保護具
発散抑制措置(発散源を密閉する設備、 局所排気装置、プッシュプル型換気装 置)の設置		局所排気装置 等の設置	_	
例外	屋内作業場の周壁が開放の場合 特殊な代替施設を設置した場合			_
	臨時の作業 の場合	タンク等の内部以外	-	_
		タンク等の内部	全体換気装置	送気マスク、又は 防毒マスク*
	短時間の作業の場合	タンク等の内部以外	全体換気装置	送気マスク、又は 防毒マスク* (吹付作業のみ)
		タンク等の内部	-	送気マスク
	壁、床、天 井について 行う業務の 場合	タンク等の内部以外	全体換気装置	送気マスク、又は 防毒マスク*
		タンク等の内部	全体換気装置	送気マスク、又は 防毒マスク*
	他の屋内作業から隔離の場合		全体換気装置	送気マスク、又は 防毒マスク*
	労働基準監督署長の許可を受けた 場合			送気マスク、又は 防毒マスク*(一部)

追加して必要となる対策

*既存の作業場では 平成26年1月1日から義務化



半面形マスク	×
全面形マスク	0

※有機ガス用



作業主任者

*試験研究のため取り扱う作業を除く

これまでの対策

有機溶剤作業主任者の選任

✓ 有機溶剤作業主任者技能講習修了者 から選任

<u>追加して必要となる対策</u> * 平成27年1月1日から義務化 特定化学物質作業主任者を選任

有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任 ○ 特定化学物質作業主任者技能講習修了者から選任 ×

- ▶ これまで有機溶剤作業主任者として選任していた方を特定 化学物質作業主任者として選任することができます。
- ▶ 作業場に特定化学物質作業主任者として氏名と職務を掲示することが必要です。

作業環境測定

- 6月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定を実施
- 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う

これまでの対策

混合物中の各有機溶剤の測定と評価	0
測定の記録および評価の記録を保存	3年間

【参考】

トルエンの管理濃度	20 ppm
キシレンの管理濃度	50 ppm
エチルベンゼンの管理濃度	20 ppm

追加して必要となる対策

*平成26年1月1日から義務化

エチルベンゼンの測定※1と評価	0
エチルベンゼンの測定の記録および評価の記録を保存	30年間
混合物中の各有機溶剤※2の測定	0
測定の記録および評価の記録を保存	3年間

- ※1:測定はエチルベンゼンと有機溶剤を同時に行えますが 評価(管理区分決定) と保存は別々に行います
- ※2:エチルベンゼンを含む混合有機溶剤について測定、評 価(管理区分決定)を行います

健康診断

- 常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際およびその後6カ月以内 ごとに1回、定期に、所定の項目について健康診断を実施
- 健康診断の結果を保存、労働者に通知
- 健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出

これまでの対策

有機則に定める特殊健診の実施	0
有機溶剤等健康診断個人票の保存	5年間



追加して必要となる対策

*平成25年1月1日から義務化

エチルベンゼンの特殊健診の実施	0
過去に従事させたことのある労働者の エチルベンゼン特殊健康診断	0
特定化学物質健康診断個人票の保存	30年間

その他、特定化学物質としての措置

追加して必要となる対策 *平成25年1月1日から義務化

- 1. 作業の記録と保存
- ▶ 常時従事する労働者について、1カ月以内ごとに氏名、作業の概要と従事期間等を記録、**30年間**保存
- 2. 作業場に取扱い上の注意事項等の掲示
- ▶ 有機則に基づく掲示に加え、エチルベンゼンの名称、使用すべき保護具について表示する
- 3. ぼろ等の処理
- ▶ 汚染されたぼろ(ウェス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく
- 4. 設備の改造等の作業時の措置
- 5. 立入禁止措置
- 6. 休憩室、洗浄設備の設置

- 7. 喫煙、飲食の禁止
- 8. 容器等への表示と一定の場所での保管
- 9. 事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を所轄労働基準監督署へ報告

エチルベンゼンの含有量が1%以下あるいはエチルベンゼンと有機溶剤の合計の含有量が5%以下の場合は 適用が異なります。このリーフレットは塗装業者の方向けに概要を記載したものです。詳しくは全体版の パンフレットをご覧ください。ご不明の点は労働基準監督署へお問い合わせください。